

別表第 1（第 3 条関係）

番号	法令違反行為等	関係条項	分類
1	無届営業	法第 3 条第 1 項、法第 2 3 条第 1 号	A
2	名義貸し	法第 6 条、法第 2 3 条第 2 号	A
3	開始届出書等虚偽記載	法第 3 条第 1 項、法第 2 4 条第 1 号	D
4	変更・廃止届出義務違反、届出書等虚偽記載	法第 3 条第 2 項、法第 2 4 条第 2 号	D
5	報告義務違反・立入検査等の拒否等	法第 1 3 条第 1 項、法第 2 4 条第 3 号	D
6	隠匿携帯の禁止違反	法第 1 5 条、法第 2 2 条	D
7	氏名等表示義務違反	法第 5 条	F
8	本人確認義務違反	法第 7 条	D
9	本人確認記録作成義務違反	法第 8 条第 1 項	D
10	本人確認記録保存義務違反	法第 8 条第 2 項	D
11	取引記録作成義務違反	法第 9 条第 1 項	D
12	取引記録保存義務違反	法第 9 条第 2 項	D
13	警察官への申告義務違反	法第 1 0 条	D
14	指示処分違反	法第 1 1 条	B
15	1 から 1 4 までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

別表第 2（第 3 条関係）

番号	法令違反行為等	分類
1	刑法第 240 条、第 241 条又は第 243 条（第 240 条又は第 241 条第 3 項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
2	刑法第 95 条、第 152 条、第 235 条、第 236 条、第 238 条、第 239 条、第 243 条（第 235 条、第 236 条、第 238 条又は第 239 条に係る部分に限る。）、第 246 条から第 250 条まで、第 252 条から第 254 条まで、第 256 条、第 258 条又は第 259 条に規定する罪に当たる行為	C
3	刑法第 261 条又は第 263 条に規定する罪に当たる行為	E
4	盗犯等の防止及び処分に関する法律第 2 条又は第 3 条に規定する罪に当たる行為	C
5	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 3 条第 1 項第 13 号、第 14 号、第 2 項（第 1 項第 14 号に掲げる罪に係るものに限る。）、第 4 条（第 3 条第 1 項第 13 号、第 14 号又は第 3 条第 2 項（第 1 項第 14 号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第 10 条（第 3 項に係る部分を除く。）又は第 11 条に規定する罪に当たる行為	C
6	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 10 条第 3 項に規定する罪に当たる行為	D
7	古物営業法第 31 条に規定する罪に当たる行為	B
8	古物営業法第 32 条又は第 33 条（第 5 号（第 21 条の 7 の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	C
9	古物営業法第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 35 条（第 1 号（第 10 条の 2 第 2 項の規定違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	D
10	出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 に規定する罪に当たる行為	C

番号	法令違反行為等	分類
11	関税法第111条第1項又は第3項に規定する罪に当たる行為	C
12	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
13	法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で1から12までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
14	法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で1から12までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
15	1から14までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほう} 幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類